

業債第54号(例)

2020年11月18日

国債元利金支払取扱店 御中

日本銀行業務局

「国債元利金支払取扱店事務取扱手続（金融商品取引業者・証券金融会社用）」の一部改正に関する件

今般、規程整備を図る観点から一部の書式について見直しを行い、標記規程（平成5年12月17日付業債第10号別冊）の一部を別紙のとおり改正し、2020年11月24日から実施することとしましたので通知します。

なお、同日以降も当分の間、改正前の書式を経過的に使用することは差し支えありませんので、申し添えます。

以 上

「国債元利金支払取扱店事務取扱手続（金融商品取引業者・証券金融会社用）」中一部改正

- 440を次のとおり改める（全面改正）。

440

位置、店舗名称および店番号変更に関する届出

国債元利金支払取扱店の店舗の位置、名称および店番号の変更がある場合には、代理店店舗位置名称等変更届を作成したうえ、変更日の一か月前を目途に所轄の日本銀行本店または支店に提出する。

代理店店舗位置名称等変更届

(日付)

日本銀行 業務局長 殿
 または日本銀行 支店長 殿

(約定先および本部部署) (金融機関コード)

〇〇証券

〇〇〇〇

(本部部署の責任者)

△△ △△

印

①代理店等の種類 (該当事項に○を表示)	一般代理店	歳入代理店	日本銀行預金取扱店	払込店	資金払込店
	国債代理店	○国債元利金支払取扱店	支払取まとめ店	電子収納受入店	電子収納払込店
一般代理店名					
現在の店舗名称および店番号	② (店舗名称) 〇〇支店			③ (店番号) 〇〇〇	
変更後の店舗名称、店番号または位置	② (店舗名称)			③ (店番号)	
	④ (位置) 〒△△△-△△△△ 〇〇県〇〇市△△△丁目△番△号				
変更年月日	〇〇〇〇 年 〇〇 月 〇〇 日				

- ① 「代理店等の種類」欄の該当事項の全部に○を表示する。
- ② 店舗名称に通称がある場合には、店舗名称を記載した下部に通称をカッコ書きで記載する。
- ③ 店番号とは、金融機関の店舗ごとのコード番号をいう。
- ④ 「(位置)」欄には、郵便番号を記載するほか、住所として都道府県から住居番号まで記載する。